

お 知 ら せ

北海道教育庁留萌教育局発注の教育局の物品の 購入に係る定時見積参加申込書の受付について

北海道教育庁留萌教育局では、令和7年度中に企画総務課総務係から発注する予定価格が160万円未満の教育局において使用する物品の購入契約を定時見積方式により行います。

定時見積とは定期に契約内容を提示し、一定の期間内に見積書の提出を受け、有効な見積書の提出を行った者で、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格で見積りした者と契約する方法です。

定時見積に参加を希望される方は、次により定時見積参加申込書を提出してください。

記

1 申込等について

(1) 申込書について

申込書	別添「別紙1 物品の購入に係る提示見積参加申込書」のとおり
受付期間	随時受付しております。 ただし、令和7年（2025年）当初掲示分からの参加を希望される方は、 令和7年（2025年）3月28日（金）までに参加申込書を提出してください。
受付場所	〒077-0027 留萌市住之江町2丁目1-2 北海道教育庁留萌教育局企画総務課総務係 宛 (電話 0164-42-8398)

※申し込みの際は、次の「2 参加資格について」以降をご確認の上、お申し込みください。

(2) 参加者の指名について

○参加の資格のほか、必要事項を確認の上、令和7年度間における定時見積への参加者として指名し、その旨を通知文に物品見積心得を添付して通知します。

○翌年度以降の指名については、今年度指名を受けた方が今年度中の定時見積に誠実に参加いたいた場合であって指名を受けた方から辞退の申し出がない場合は、翌年度に係る申込書を提出したものとみなします。意思確認については年度末に連絡し確認いたします。

2 参加資格について

次の事項のすべてに該当していなければなりません。

○次のいずれかに該当すること。

- ・令和7年度の競争入札参加資格者名簿登載者であること。
- ・物品の供給に係る見積参加申込書を提出したものであること。

○道が行う指名競争入札に関する資格を停止されていない者であること。

○暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていない者であること。

○北海道内に本店を有し、且つ留萌振興局管内に本店、支店又は営業所又は出張所を有する中小企業者であること。

3 定時見積の執行日時等について

提示の日時	提示方法
原則、毎週火曜日の午前9時より	留萌教育局前掲示板及び 留萌教育局ホームページにおいて提示

※上記の日時以外に定時見積を行う場合及び定時見積に付すものがない場合は、その都度各参加者あて連絡いたします。

※提示の日時に掲げる日が閉庁日の場合にあっては、その翌開庁日とします。

※都合により提示の無い場合もあります。

4 見積書の提出について

提出期限	見積目録に示した提出期限日の午前12時まで（必着）
提出方法	<p>(1) 留萌教育局企画総務課総務係へ持参する。</p> <p>(2) ファクシミリ又は電子メールで提出する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ファクシミリ：0164-42-2989（留萌教育局代表ファックス）・メールアドレス：rumokyo.somu1@pref.hokkaido.lg.jp <p>※メールアドレスの「somu」のあとは数字の「1」です。</p> <p>※ファイル形式はPDFとしてください。</p> <p>※件名には「○月○日定時見積」という文字を含ませてください。</p> <p>(3) 郵便等により、次の住所地に送付する。</p>

	〒077-0027 留萌市住之江町2丁目1-2 北海道教育厅留萌教育局企画総務課総務係 宛
--	--

※ファクシミリ又は電子メールにより提出する場合は事前に提出元のメールアドレス、または
ファクシミリ番号を企画総務課総務係に申請書提出時に記入してください。

※ファクシミリ及び電子メールにより提出した場合は、送信ミス防止のため、送信後、電話による連絡をお願いします。

5 契約の相手方の決定について

○見積書の提出期限終了後、直ちに見積書の内容を審査の上、予定価格の範囲内で最低の価格（総価）で見積をした参加者を契約の相手方として決定します。

○契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ（あみだくじ）引きで契約の相手方を決定します。くじ（あみだくじ）引きは見積書を提出した者へ事前に電話連絡した上、指定した時間に行い、来庁した順にくじを引きます。また、来庁できない場合は、当該契約に関係のない職員が代行してくじを引かせていただきます。

6 契約の相手方の公表方法等について

公表日時	決定の日の翌開庁日までに公表します。
公表方法	北海道教育厅留萌教育局執務室前掲示板及び留萌教育局ホームページにおいて提示します。
契約の相手方への通知	契約の相手方となった方には、発注書を交付しますので、内容を確認して受領してください。また、発注の通知は、契約の相手方の決定の発表と同日に行います。

※定時見積で提出された見積書の金額が予定価格に達していないとき又は期限内に見積書の提出がなかったときは、当該定時見積を取り止めますのであらかじめご了承ください。

7 その他について

詳細については、留萌教育局企画総務課総務係までお問い合わせください。

〔
 留萌教育局
 企画総務課総務係
 電話：0164-42-8398
 FAX：0164-42-2989
 〕